

いじめ防止基本方針

構成

- I いじめ問題に関する基本的な考え方
- II いじめの防止
- III いじめの早期発見
- IV いじめへの対処
- V いじめ防止等のための組織の設置
- VI 重大事態への対応

上越市立柿崎中学校

令和6年10月改訂

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめの防止等は、すべての学校・教職員が自分の問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要かつ重大な課題である。いじめをなくすためには、まずは、日頃から深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、個に応じた分かりやすい授業を行うことが肝要となる。それが、楽しく生き生きとした学校生活につながるのである。

また、いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を基本とし、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく必要がある。

このような考えのもと、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成 26 年 3 月に「新潟県いじめ防止基本方針」「上越市いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されたことを受け、当校の「いじめ防止の基本方針」を定めるものである。

2 いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔平成 25 年 6 月 いじめ防止対策推進法 より〕

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 いじめ類似行為の定義

いじめ類似行為とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

〔県条例第 2 条第 2 項 より〕

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

※3 具体的ないじめの態様の例

- ・冷かしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※4 具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、被害生徒がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合等。

4 いじめ防止等に対する基本理念

「いじめは、どの子にも、どの学校・学級においても起こり得る深刻な人権侵害であること」を十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があること。

（１）「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な事実を毅然とした態度でいきわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も許されない。

（２）いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識をもつ。いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとしてはいけない。

（３）いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任をもって徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

（４）いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

（５）家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むことが必要であること

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場を自覚し、その責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

Ⅱ いじめの防止

1 生徒との信頼関係の確立

生徒と温かい信頼関係をつくり上げていくためには、教職員は日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけ、生徒を一人の人間として尊重して、生徒の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けていく。また、生徒とともに活動する場面、見守る場面を多くし、生徒の些細な言動からでも生徒の状況を推し量る感性を高めていく。

- 生徒のよいところを見付け、「ほめて伸ばす」ことの励行
- 教育相談体制の構築
- カウンセリング研修などの教育相談に関する校内研修の実施

2 心を育てる教育活動の工夫

教育活動全体を通じ、教職員が生徒に愛情をもち、温かく接し、生徒が「認められている」「満たされている」と感じることができるよう、生徒の自己有用感を高めていく。また、生徒の自主的、主体的な活動を推進させる。さらに、他人を思いやる心を育むための道德教育や生命尊重の精神、人権感覚を育むための教育を充実させる。

- 学び合いや、流れ・ねらい・成果を可視化するなど UD の視点に基づく授業づくり
- 行事等の前後において、班のメンバーで励ましやねぎらいのメッセージを交換する取組
- 生徒会活動、学級活動、部活動などで一人一人の生徒に役割や責任を与える場の設定
- 小中連携による「いじめ見逃しゼロスクール集会（ハッピーなかま集会）」の実施
- 中1ギャップ解消を主眼にした「ブリッジスクール」の実施
- 「あいさつ 1,000 人大運動」や地域ボランティアなどの地域連携に積極的に取り組む
- 教科としての道德、人権教育、同和教育の充実
- 総合的な学習の時間の充実（奉仕活動、勤労体験など）

3 職員の共通理解と学校体制の確立

いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていく。そのために、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導の留意点などについて、校内研修や職員会議などで全教職員に周知し、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないシステムや教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立する。

- いじめ問題の理解と対応マニュアルの作成
- いじめ問題をテーマにした校内研修の実施
- スクールカウンセラーとの連携強化

4 当校においてこれまでに起きたいじめの事案

いじめは、その学校において起こりやすい事案（ケース）があるといわれている。これまでの本校における事案を把握することが、未然防止に有効である。

事案 1) SNS における誹謗中傷…毎年のように起きている事案。SNS との関わりを継続して指導するとともに、外部機関とも連携していく。

事案 2) 悪ふざけからの身体接触…「された相手は笑っていた」は通用しないと教えることが重要。

事案 3) ズボン下ろし…（本校ではないが）過去に命を絶った児童生徒もいることから、重大な事案と捉え、毅然とした対応が必要である。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切である。

そのため、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有することが重要である。

1 いじめのサインを受け取るために

いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっている。そのため、教職員は日頃から生徒をしっかりと観察し、行動や生活の様子の小さな変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直し、いじめを見逃さないよう積極的に認知する。

- 休み時間や清掃時間、放課後など、生徒たちと一緒に過ごす機会を確保する。
- 「フォーサイト（生活ノート）」を活用し、生徒の心の変化を把握する。
- 朝の企画委員会など日常的に生徒の情報交換会を実施し、教職員同士で生徒情報を共有する。

2 定期的なアンケートの実施

○週の振り返り（心の天気予報）の実施

毎週水曜日の終学活に「週の振り返り」（心の天気予報）を実施し、悩みなどを訴えやすい状況（記入の際に机を離したり回収を工夫したり）を設定する。記入されたアンケートは、その日のうちに複数の職員で目を通し、いじめを確認した場合は直ちに管理職に報告する。悩みや心配事などを訴えた生徒に対しても週末までに対応し、月曜にはすっきりして登校できるよう配慮する。

○いじめに関するアンケートの実施

学期に1回、いじめに関するアンケート（記名式・匿名の併用）を実施する。アンケート項目には、インターネット関連のトラブルがないかどうかについても調査する。
（ライン、X、インスタグラム等）

3 教育相談を通じた把握

定期的な教育相談の実施や生徒が希望するときに相談ができる体制を整え、いじめられている生徒や周りの生徒、保護者が相談しやすい環境を整備する。

- 年間計画に教育相談を位置付け、相談する時間を計画的に確保する。
- 生徒の変化を見て取り、チャンス教育相談を実施する。
- スクールカウンセラーや教育委員会等の関係機関との連携を強化する。
- 保護者と相談する機会として、学級懇談会や三者面談を活用する。

Ⅳ いじめへの対処

1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関係している生徒に適切な指導を行い、そのいじめに対し、組織で対応するために全職員に周知し、多面からの確かつ迅速に対応する。

（１）いじめられた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全の確保

いじめの相談や通報にきた生徒から話を聞く場合は、時間や場所などに十分に配慮を行う。それらの生徒を徹底して守るため、休み時間や清掃時間、放課後活動などにおいても教職員が見守る体制を整える。

（２）毎朝の「職員打ち合わせ」による対応と情報共有

発見・通報を受けた職員は一人で抱え込まず、いじめ事案に迅速かつ適切に組織で対応するため、毎朝の職員打ち合わせで情報を共有し、問題解決のための方策を検討し全職員の協力体制のもと対応する。

（３）多方面からの情報収集による正確な事実把握

正確な事実関係を把握するため、速やかに関係生徒や教職員、保護者などの第三者からも事実確認等を行い、管理職の指示のもとに教職員間で連携して対応する。事実確認を行う場合は、複数の職員で対応することを原則とし、当事者のプライバシーや個人情報等には十分に注意を払う。

（４）関係する保護者への説明と教育委員会への連絡

事実確認の結果は、教育委員会に連絡や相談をするとともに、関係する保護者に事実を伝え、今後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請する。

２ 問題解決のための適切な指導と支援

様々な立場から事実確認した情報を一元化し、いじめの全体像を把握してから、全教職員で対応方針や指導方針を検討し、いじめられた生徒やいじめた生徒に対する適切な指導や支援を行う。また、再びいじめを起こさないための学校づくり、集団づくりに取り組む。

なお、生徒の生命、身体に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に通報し援助を求める。

（１）いじめられた生徒や保護者への支援

【生徒に対して】

- ・事実確認とともに、いじめられた生徒の立場に立ち、生徒の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・事実を正直に言えない場合や認めたくない場合は、最後まで全力で守り通すという姿勢を示すとともに、できる限りの不安を除去し、心身の安全を保障する。
- ・スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
- ・生徒の意向に沿いながら、必要に応じて学校生活への配慮を行う。

【保護者に対して】

- ・保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明する。
- ・学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過については、最低３ヶ月は継続して（週に１回を目安に）保護者と連絡をとりながら、解決に向かって取り組む。解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

（２）いじめた生徒に対しての指導・支援、保護者への助言

【生徒に対して】

- ・生徒が抱える課題になど、いじめの背景にも目を向けて事実確認を行う。
- ・いじめられた生徒の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることを気付かせ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。また、十分に振り返りができない場合は、別室において指導を継続して行う。
- ・集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を分析して指導する。
- ・生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮しつつも、いじめの状況に応じて、出席停止、特別指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
- ・いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。

【保護者に対して】

- ・正確な事実を伝え、保護者の思いも聞くとともに、いじめが許されないことを理解してもらい、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。
- ・生徒が同じことを再び繰り返さないよう、学校と保護者が連携して生徒を育てていく姿勢で対応する。

（３）周りの生徒たちに対してのはたらきかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせる。いじめ

を抑止する仲裁者になることや、仲裁できずとも誰かに知らせる勇気をもつことを指導する。

- ・はやし立てたり同調したりしている生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させる。
- ・必要に応じて、学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは絶対に許されない」という意識を広げ、再発防止へ向けた指導を行う。

（４）経過観察と再発防止に向けた指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、３ヶ月は継続して保護者と連携し学校での様子を報告する。また、生徒指導部会で課題の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行う。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方に、スクールカウンセラーや関係機関の活用を含め継続的な指導や支援を行う。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取組や生徒指導体制を見直し、再構築していく。

３ いじめ対応の基本的な流れ【P D C A】

【P：計画】

- ①情報を得た職員は、該当学級担任と学年主任に報告する。
- ②事実の把握に向けた会議「緊急いじめ対策委員会」を行う。
 - ・校長（教頭）、生徒指導主事、学年部（学年主任、学級担任）と情報に詳しい職員などが集い、まずは、当該事案が「いじめ」に当たるか否かの判断をする。その際、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。
 - ・いじめ解決に向けての対処の流れを確認する。

【D：実行】

- ③生徒に事実の確認あるいは生徒からの情報収集を行う。
 - ・事実の正確な把握を目指し、「どの職員がどの生徒へ」「何について」等の聞き取り担当と聞き取り内容を確認する。
 - ・全体（全校、学年、学級）にアンケートなどで情報を求めるときは、情報を提供してくれた生徒を「守る」と「学校をみんなの手で良くしたい」ということを確実に伝える。
 - ・情報をもらった後には、その結果と感謝の言葉を必ず返す。
 - ・聞き取る基本項目は「いつ、どこで、誰が、どのように、何をした」
 - ・事実の把握が中心であり、指導に力点は置かない。
- ④事実に基づき、問題の解決に向けた協議を行う。
 - ・生徒指導主事と学年主任が、把握した事実を教頭（校長）に報告する。
 - ・協議には、教頭（校長）、生徒指導主事、学年主任、学級担任、該当生徒の指導にかかわりが深い職員が参加する。
- ⑤生徒と保護者に対して、解決への指導・支援を行う。
 - ・いじめられた生徒、保護者への誠意ある対応と同時に、いじめた生徒、保護者への対応も丁寧に行う。
 - ・各家庭への報告等は原則以下のとおりとする。
まずは、いじめられた生徒の保護者へは、早急に担当職員と管理職が家庭訪問をして「事案が起きてしまったことの謝罪」と「事実の報告」を行う。その後の指導方針をお伝えし、理解を得る。
次に、いじめた生徒の保護者へは、いじめられた生徒の保護者の意向を踏まえ対応をする。家庭訪問をした担当職員と管理職が引き続き対応を行う。家庭訪問になるか学校に来てもらうかは保護者の判断を仰ぐ。今後の指導方針と、いじめられた生徒本人ならびに保護者の意向も正確に伝える。

【C：点検】

- ⑥経過・結果を共有する。
- ⑦継続指導と経過観察を行う。
 - ・３ヶ月は継続して保護者と連携し学校での様子を報告する。また、生徒指導部会で課題の検討と事

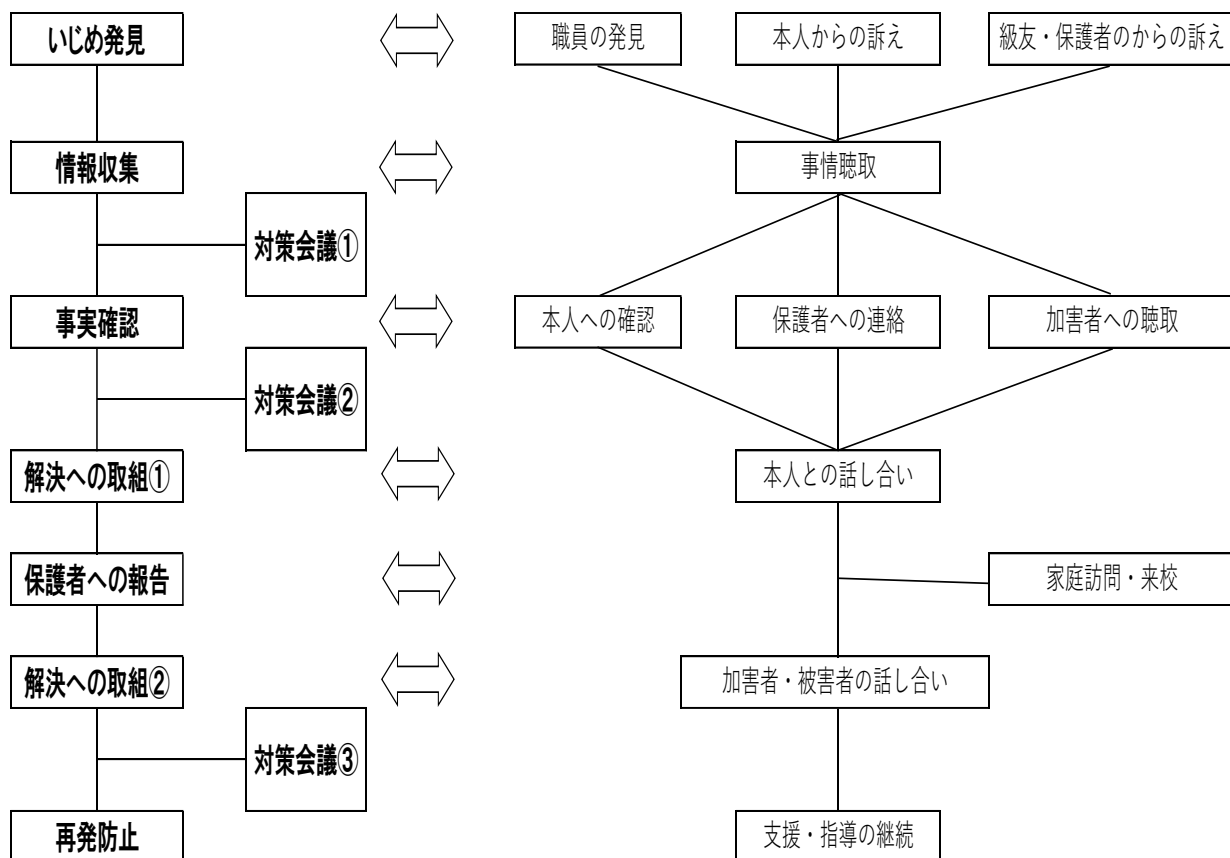
後指導の点検・評価を行い、追加の支援や指導を行う。

⑧再発防止や予防的活動（職員に報告、見回りなど）を行う。

【A：見直し】

⑨生徒指導主事と学年主任は、問題発生時の初期対応やその後の対処について、校長（教頭）に報告するとともに、指導を仰ぎ、必要に応じて次の事案への対処に生かす。

★いじめ発見時の対応の流れ★



◆当該生徒の心情の理解や双方の保護者に誠意ある対応を心掛ける。

◆発見後は、素早い対応、保護者との連携を常に心掛け、全校体制で取り組む。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめの根絶」という強い意志をもち、学校全体で組織的に対応することが必要である。また、必要に応じて外部の専門家が参画することにより、より実効的な対応ができると考える。

① 「生徒指導部会」 定例開催（毎週 1 回開催）

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

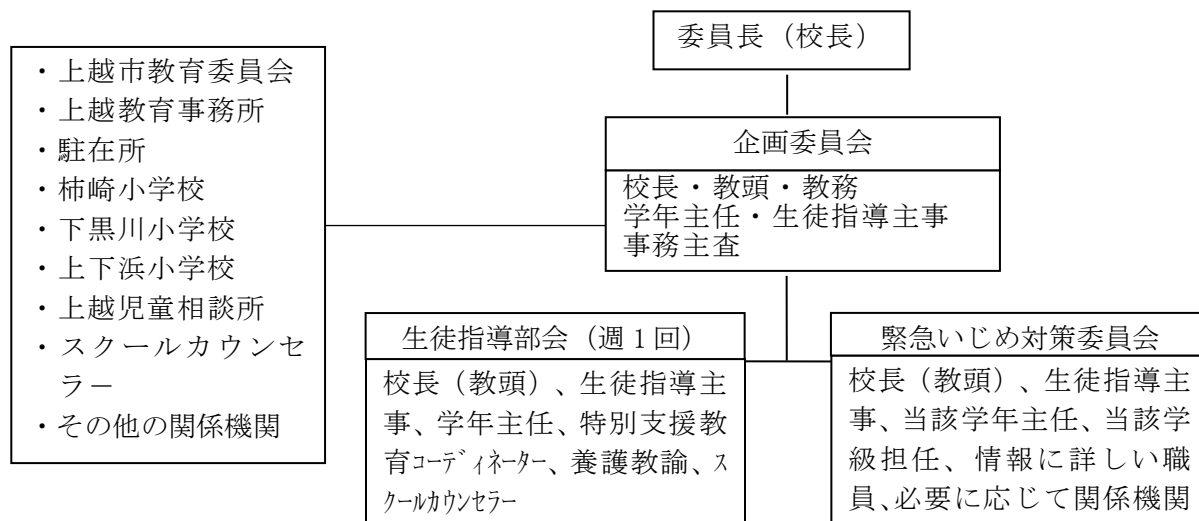
※ 上越教育事務所 SSW がオブザーバーで参加することがある。

② 「緊急いじめ対策委員会」

校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任 ※事案により柔軟に構成

※ 必要に応じて、教育委員会等の関係機関に参加を依頼する。

★いじめ対応の組織★



VI 重大事態への対応

1 生徒がいじめを受けたことにより、想定される重大事態

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、
個々の状況等を十分把握した上で判断する。）

2 重大事態発生時の対応

（１）学校が調査主体となった場合

- ①組織による調査体制を整える。（生徒指導部を中心とした校内設置のいじめ対策委員会の活用）
- ②情報を収集し、事実関係を整理する。
- ③いじめの概要について教育委員会に報告する。
- ④教育委員会からの学校への指導・支援を受け、必要な措置をとる。

（２）学校の設置者が調査主体となった場合

設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。